2. 本ソフトウェアで作成された電子書籍コンテンツにはライセンス取得者の識別情報が自動的に付与されます。当社は、サポートやサービスの提供、ライセンス取得者からの問い合わせへの対応等当社が別途定める利用目的の範囲で必要な限りにおいて、かかる情報をライセンス取得者の登録情報と関連づけて利用することがあります。

第11条（仕様変更に伴う返却義務）

当社が本ソフトウェア製品の仕様を変更し、ライセンス取得者に仕様変更後の本ソフトウェア製品を届けるとともに、当社から提供されている仕様変更前の本ソフトウェア製品に含まれるすべての物品（パッケージ、インストールメディア等）の返却を求めた場合には、ライセンス取得者は、当社の指定する期日、場所、方法を遵守してこれらの物品を当社に返却しなければなりません。

第12条（技術的手段等の追加）

当社は、本ソフトウェアが本契約により許諾され、ライセンス証明書等にて指定される範囲で使用されるために、如何なる技術的手段をも適時追加することができるものとします。

第13条（守秘義務）

当社およびライセンス取得者は、本契約を締結するにあたり、または本契約期間中、相手方から知り得た営業上の秘密を相手方の事前の書面による同意なくして第三者に開示漏洩してはなりません。ただし、既に公知になっているものおよび相手方が自ら第三者に開示したものを除きます。

第14条（一般条項）

1. 本契約は日本法に準拠するものとし、本契約に関する紛争は大阪地方裁判所または東京地方裁判所を第一審の管轄裁判所とします。
2. ライセンス取得者は、本ソフトウェアの使用にあたり、著作権法、輸出規制関連法を含む法令を遵守するものとします。

モリサワ電子コミックコンテンツ変換ソフト MCComic Maker
使用許諾契約条項

株式会社モリサワ（以下「当社」といいます）は、モリサワ電子コミックコンテンツ変換ソフト MCComic Maker（以下「本ソフトウェア」といいます）の使用についての契約条項を次の通り定めます。本契約条項は、当社と本契約条項に基づく契約（以下「本契約」といいます）を締結し、ライセンスを受けた者（以下「ライセンス取得者」といいます）との間に適用され、本ソフトウェアの新バージョンについても適用されます。

第1条（用語の定義）

1. 本ソフトウェア

本契約における「本ソフトウェア」には以下を含み、当社が提供する第三者の著作物も含みます。

1）電子書籍コンテンツを作成し、電子書籍ストア（4項で定義）が販売ならびに配布できる状態にするための1本または複数本のソフトウェア

2）電子書籍コンテンツに埋め込むためのフォント

3）取扱説明書、そのほかのドキュメント類

2. デバイス

本契約における「デバイス」とは、本ソフトウェアを使用するためにその記憶装置にインストールするコンピュータをいい、この単位をもって1台のデバイスと呼びます。なお、次の場合には、これを1台のデバイスと呼ぶことに差し支えありません。

1）1台のコンピュータに複数のOSがインストールされている場合

2）1台のコンピュータに複数のOSが同時起動している場合

3）1台のコンピュータに複数のCPUが搭載されている場合

3. 電子書籍コンテンツ

本契約における「電子書籍コンテンツ」とは、携帯端末、パーソナルコンピュータなど電子機器で読むことを目的として、本ソフトウェアを使用して作成されたテキスト、静止画、動画、音声などからなるコンテンツをいいます。

4. 電子書籍ストア

電子書籍コンテンツをインターネット上の販売サイトより、エンドユーザに販売ならびに配布する者をいいます。

第2条（使用の許諾）

当社は、ライセンス取得者が別途当社の定める使用料を支払うことを条件にして、ライセンス取得者に以下を非独占的に許諾します。なお、デバイスはメールの送受信、インターネットへの接続が必要です。

1）ライセンス取得者が所有しまたはリース契約もしくはレンタル契約を受けている（以下併せて「所有する」といいます）デバイスに本ソフトウェアをインストールすること。

2）本ソフトウェアを使用して、電子書籍コンテンツを作成し、本ソフトウェアに含まれるフォントを埋め込み、当該電子書籍コンテンツを送信可能な状態にすること。

3）ライセンス取得者が、1ライセンスにつき1台のデバイスに本ソフトウェアをインストールすること。

4）当社がライセンス取得者に対し、1契約で複数のライセンスを許諾した場合、ライセンス許諾者がその同一法人かつ同一拠点内に限り、ライセンス数分のデバイスに本ソフトウェアをインストールすること。ただし、同一拠点内であっても、異なるライセンス取得者（法人名）が所有するデバイスにはインストールできません。また、当社に許可なく日本国外への持ち出し、日本国外でインストールし、使用することを禁じます。

5）本ソフトウェアの最新バージョンを追加の費用を払うことなく使用すること。なお、ライセンス取得者は、本ソフトウェアの最新バージョン又はアップデートプログラムの通知があった場合、すみやかにこれらを導入するものとします。本ソフトウェアの最新バージョンやアップデートプログラムの入手方法は、別途定めるものとします。

第3条（契約期間、中途解約と解除）

1. 本契約の契約期間は、2月1日から翌年の1月31日までの1年間とします。ただし初年度は、当社が発行する見積書兼発注書に記載した日付から直近の1月31日までの契約になります。

2. 契約期間中に本契約の解約を希望するライセンス取得者は、終了の1ヶ月前までに所定の手続きで当社に解約を申し入れることとします。本契約が解約された場合でも、当社はそれまでに受領した使用料は返還しませんし、それまでに発生した使用料請求権は消滅しません。
3. 当社は、ライセンス取得者が以下の各号の一に該当したとき、何らの通知催告を要せず直ちに本契約を解除することができます。契約期間の途中で本契約が解除された場合でも、当社はそれまでに受領した使用料は返還しませんし、それまでに発生した使用料請求権は消滅しません。尚、ライセンス取得者は、自らの違反行為により、当社に損害を与えた場合には、本契約が解除されると否とに拘わらず、その損害を賠償しなければなりません。
   1） 本契約のいずれかの条項またはライセンス証明書等の記載に違反したとき
   2） 当社の著作権その他の権利を侵害したとき
   3） 仮処分、仮差押、差押、競売等の申し立てを受けたとき、または会社更生手続開始、民事再生手続開始、破産手続開始等の申し立てがあったとき、または任意整理に入ったとき
   4） 営業を停止したとき、または解散もしくは合併をしたとき
   5） 支払いを停止したとき、または自らが振出した手形もしくは小切手が不渡りとなったとき
   6） 監督官庁から営業の取消もしくは停止等の処分または公租公課の滞納処分を受けたとき
   7） 前各号に準ずる事由が生じたとき

第4条（契約終了時の義務）

ライセンス取得者は、本契約が期間の満了または解除等により終了した場合、次に規定する義務を負います。
   1） ライセンス取得者は、直ちに本ソフトウェアの使用を停止し、本ソフトウェアをデバイスから削除して、本ソフトウェアをインストールするために当社から提供された全ての有体物（以下総じて「本ソフトウェア製品」といい、本契約に従い、または本契約に違反して、それらのコピーを作成している場合には、当該コピーも含みます）を自己の負担で当社に返還しなければなりません。
   2） ライセンス取得者は、本契約の終了時に当社より送付される誓約書等の書類に必要事項を記入し、記名押印の上、当社へ返送しなければなりません。
   3） 本契約が第3条3項により解除された場合、本契約の終了後に当社が本条に規定するライセンス取得者の本契約の終了に伴う義務の履行を確認できない場合、またはライセンス取得者が本契約に違反している合理的な疑いがあると当社が判断した場合には、当社は、ライセンス取得者に対し、本契約の終了後に経過した期間に拘わらず、事前に通知を行うことにより、随時コンピュータ、ハードディスク、フロッピーディスクまたはその他のバックアップ媒体及びその他の書類についての調査をライセンス取得者の本店等の事業所、自宅だけでなく当社が必要と認めた場所で実施することができるものとします。

第5条（報告・説明義務）

ライセンス取得者は、本ソフトウェアを使用し作成した電子書籍コンテンツを直接エンドユーザへ販売する場合、当該電子書籍コンテンツの販売前に当社へ報告の上、当社との間で別途販売のための契約を締結する必要があります。

第6条（保証）

1. 本ソフトウェアの使用開始から90日以内に、本ソフトウェアに重大な瑕疵が見つかった場合（動作保証対象外のハードウェア又はソフトウェアに起因する不具合を除きます）、当社の判断に基づき、修補プログラムの提供もしくは解決方法の案内、又は当社による使用料の返還を行います。
2. 前項の保証は、本ソフトウェアの最新バージョンもしくは導入可能なアップデートプログラムが適用された本ソフトウェアに対してのみ適用します。ライセンス取得者が最新バージョンやアップデートプログラムを導入しないことに起因する動作不具合や損害に関して、当社は一切責任を負いません。
3. 当社は本ソフトウェアの瑕疵に関して前二項に定める以外の責任を負いません。
4. 当社は、ライセンス取得者に対し、本ソフトウェアの機能に付随して利用できる各種情報・ソフトウェアやサービスをネットワーク経由で無償（但し、通信にかかる費用はライセンス取得者負担とします）にて提供することがあります。当社は、かかる情報・ソフトウェアやサービスについて、完全性、正確性、有用性及びネットワークの安全性・通信の安定性を含む一切の保証を行いません。また、当社はライセンス取得者の承諾なくそれらの提供を中断又は終了することができるものとします。
5. 本ソフトウェアのバージョンアップによって機能が追加され、ライセンス取得者がその機能の利用を希望する場合、及び本ソフトウェアの機能修正の場合には、ライセンス取得者側で過去に作成された電子書籍コンテンツに関し再コンパイルが必要な場合があります。
6. 電子書籍コンテンツが電子書籍ストアまたは当該電子書籍ストアを含むアプリケーション等のダウンロードサイトから販売を拒絶されることがあっても、当社は責任を負いません。

第7条（禁止事項）

1. ライセンス取得者は、本契約で許諾される場合を除き以下の行為を行えません。
   1） 本ソフトウェア又はマニュアル等関連資料の全部又は一部を複製すること。
   2） 本ソフトウェアの改変・リバースエンジニアリング、全部又は一部の再配布・再使用許諾・公衆送信（送信可能化を含む）、貸与・譲渡・レンタル・疑似レンタル行為・中古品取引に供すること。
   3） 本ソフトウェアの機能を利用した処理・サービスをネットワーク経由で提供すること。
   4） 当社がライセンス取得者に提供する顧客や製品の識別情報（User ID、ライセンスキー等）を第三者に開示・提供すること。
   5） ライセンスが認められたデバイス以外のコンピュータ等と共有可能なシステムで本ソフトウェアを使用すること。
   6） 本ソフトウェアを、有償無償を問わず第三者に使用させること、又は本ソフトウェアを商用サービスに組み込むこと。
   7） 権利保護を目的として本ソフトウェアや当社の認証システム等に設定された技術的な制限を解除・無効化する行為、当該行為の方法の公開、又は前記方法を用いて本ソフトウェアを複製、翻案、使用すること。
2. ライセンス取得者は、前項に違反する行為を行って当社に損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければなりません。

第8条（損害賠償）

1. ライセンス取得者が本ソフトウェアの使用に関連して何らかの損害を被った場合であっても、名目の如何を問わず当社が負担する責任は金銭賠償に限られ、その賠償額は、本ソフトウェアの5年分の使用料を上限とします。
2. 本ソフトウェアの使用または使用不能により、またはそれらに関連して生じるライセンス取得者の派生的財産的損害及び直接的または間接的な営業上の損害、精神的損害については、如何なる場合であっても当社はその責めに任じないものとします。

第9条（サポート・サービス）

1. 当社は、ライセンス取得者に対し、当社が必要と判断するあらゆるサポート・サービスを提供します。ただし、電子書籍ストア又はエンドユーザからの問い合わせにはサポート・サービスは行いません。かかる問い合わせにはライセンス取得者が対応するものとします。
2. 前項のサポート・サービスは、日本国内における日本語によるものに限られます。

第10条（保管の義務）

1. 本契約により、その使用を許諾される本ソフトウェアをインストールする際に使用するライセンスキー等の識別情報は、ライセンス取得者毎に作成、提供される固有のものです。ライセンス取得者は、それらを厳重に保管し、第三者に開示してはなりません。万一、それらが第三者に使用された場合、その責任はライセンス取得者が負わなければなりません。尚、その場合、ライセンス取得者は、本ソフトウェアの使用料相当額を含む当社が被った全損害を賠償しなければなりません。